社会福祉法人 函館仁愛会　次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

仕事と生活の調和、子育ての両立を図れる働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間

令和3年４月１日～令和８年３月３１日

2.内　容

目　標　①	育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知や情報の提供。
取組・対策	制度パンフレット・諸規程の掲示、回覧等により全職員への周知。
目　標　②	育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備。
取組・対策	育児休業に関する規程の整備、職場内の理解・協力、待遇や労働条件に関する事項について周知する。